

Pepper 一般販売モデル 保険パック 利用規約 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第12条 (利用権の譲渡)</p> <p>2. 利用権譲渡承認日を含む月の前月までの本パックの利用料未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日を含む月以降の本パックの利用料は、お申し込みいただいた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。</p> <p>承継の場合も同様に、承継日を含む月以降の請求を承継者へ請求させていただきます。</p>	<p>第12条 (利用権の譲渡)</p> <p>2. 利用権譲渡承認日前日までの本パックの利用料未請求分は、譲渡者へ請求させていただきます。利用権譲渡承認日以降の本パックの利用料は、お申し込みいただいた翌請求月に譲受者へ請求させていただきます。</p> <p>承継の場合は、承継日以前の請求も承継者へ請求させていただきます。</p>	<p>(変更)</p>